

# 平成25年度税制改正について

— 税制改正大綱における金融庁関係の主要項目 —

平成25年1月

金 融 庁



# 1. 国民の資産形成を支援する観点からの金融証券税制の抜本的見直し(1)

## ◆日本版ISA(少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)の拡充等

※ISA:Individual Savings Accounts

### 【現状及び問題点】

- 約1,500兆円ある我が国家計金融資産について、自助努力に基づく資産形成を支援・促進し、家計からの成長マネーの供給拡大を図るため、日本版ISAの活用に期待。
- ただし、当初導入予定であった制度は、平成26年からの3年間に行われる投資だけを対象とする時限措置となっている(100万円×3年間)。

⇒ 幅広い家計に国内外の資産への長期・分散投資による資産形成を行う機会を提供する観点から日本版ISAの拡充・簡素化を進める必要。特に、老後の備えや教育資金など国民の自助努力(資産形成)を本格的に支援するためには、長期化等が望ましい。

### 【大綱の概要】

- 毎年100万円までの非課税投資(買付け)を行うことができる期間(投資可能期間)を平成26年1月から平成35年12月までの10年間(現行は3年間)に拡充(ただし、非課税期間については、最長5年間とする。)
- 毎年新たな口座の開設は不要(原則一人一口座)
- 対象商品の拡大については、金融所得課税の一体化の進展等を踏まえつつ今後検討を行う「検討事項」として、与党税制改正大綱に記載

(参考)「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(平成25年1月11日閣議決定)抜粋

#### 4. 金融資本市場の活性化等

・家計の安定的な資産形成を支援するとともに、経済成長に必要な成長資金の供給を拡大しデフレ脱却を後押しする観点からの、日本版ISAの拡充及び金融所得課税の一体化(金融商品間の損益通算範囲の拡大等)＜税制＞(金融庁、財務省、農林水産省、経済産業省)

# 1. 国民の資産形成を支援する観点からの金融証券税制の抜本的見直し(1)

## ◆日本版ISA(少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)の拡充等

### 【大綱の概要】

**現行スキーム (未施行)**

H26年から

**3年間**

	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年
H26年	100万投資											
H27年		100万投資										
H28年			100万投資									

**【現行スキーム (未施行) の概要】**

- 非課税対象 : 上場株式・公募株式投信の配当・譲渡益
- 非課税投資額 : 毎年、新規投資額で100万円を上限
- 非課税投資総額 : 300万円 (100万円×3年間)
- 非課税維持期間 : 最長10年間
- 途中売却 : 自由 (ただし、売却部分の枠は再利用不可)
- 口座開設数 : 毎年新たな口座を開設
- 導入時期 : 平成26年1月 (20%本則税率化にあわせて導入)

**今回の税制改正 (大綱)**

H26年から

**10年間**

	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年	33年	34年	35年
H26年	100万投資									
H27年		100万投資								
H28年			100万投資							
H29年				100万投資						
H30年					100万投資					
H31年						100万投資				
H32年							100万投資			
H33年								100万投資		
H34年									100万投資	
H35年										100万投資

ある年における「非課税投資総額」は、最大で500万円 (年間100万円×5年)

※ ISA口座内で保有していれば、最大5年間は、配当・譲渡益が非課税。  
 ※ 5年経過後は、ISAの新たな枠を活用して非課税保有を続けるか、通常の口座に移して、継続保有。

※ 毎年新たなISA口座の開設を不要とし、1人1口座とする。

# 1. 国民の資産形成を支援する観点からの金融証券税制の抜本的見直し(2)

## ◆金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大・公社債等に対する課税方式の変更)

### 【現状及び問題点】

- 金融商品については、商品間の損益通算の範囲が制限されている。
- 公社債等と上場株式等とで課税方式に差異。
- ⇒ 投資家が多様な金融商品に投資しにくい状況。

### 【大綱の概要】

- 平成28年1月以降、公社債等に対する課税方式を上場株式等と同様、申告分離課税に変更  
(公社債等の課税方式を株式等の課税方式と同一化)
- その上で、損益通算できる範囲を、公社債等にまで拡大
- デリバティブ取引については、総合的な取引所の実現にも資するとの観点から、「検討事項」として与党税制改正大綱に記載

### 金融商品に係る課税方式(現状)

新たに、損益通算が認められた範囲

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
債券・公社債投信	(源泉分離→) 申告分離	(非課税→) 申告分離
預貯金	源泉分離	—
デリバティブ取引	申告分離	

総合取引所の  
実現にも資する  
との観点から、  
今後検討

## 2. 中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の企業再生支援(1)

### ◆企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充①

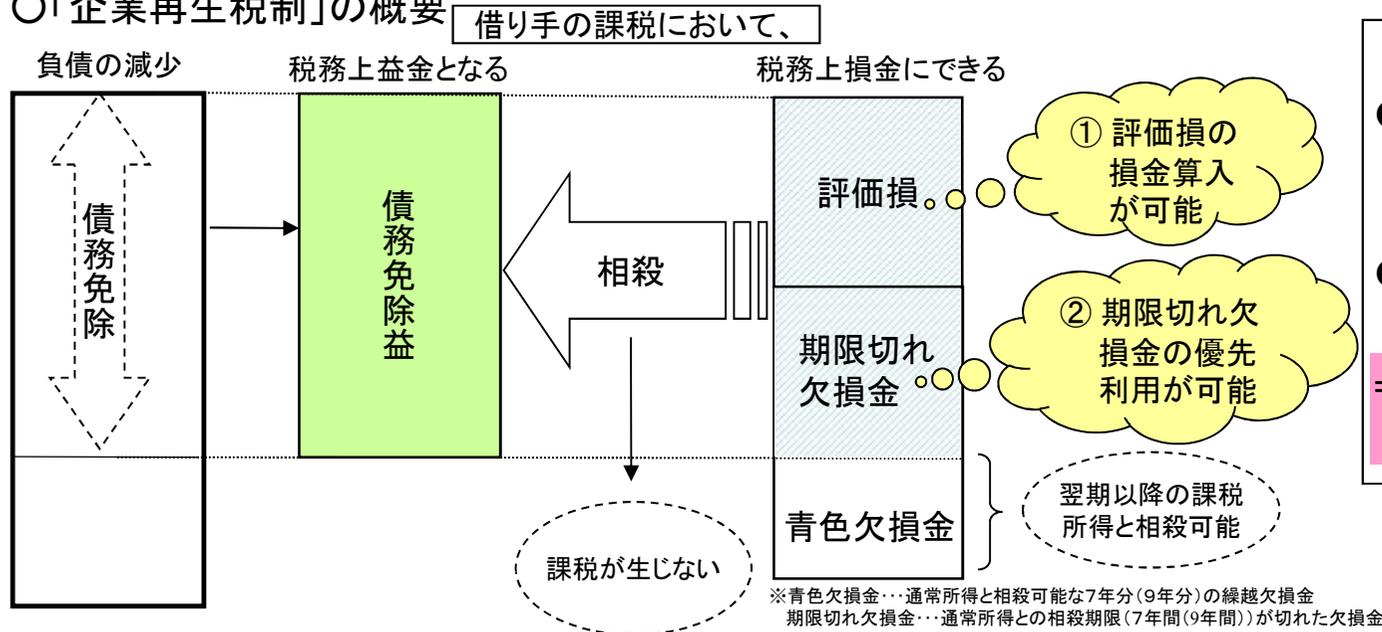
#### 【現状及び問題点】

- 再生企業が金融機関等から債権放棄を受ける場合には、再生企業の「債務免除益」に対する課税が再生を妨げることはないよう「企業再生税制」が措置。
- ただし、同措置の適用は、「2以上の金融機関による債権放棄が行われている」場合等に限定。
- このため、金融機関から債権を取得した再生ファンド等が債権放棄を行う場合など、合理的な再生計画に基づく債権放棄であっても同措置の適用が受けられないケースも少なくない。

#### 【大綱の概要】

合理的な再生計画に基づく債権放棄について、中小企業再生支援を行う再生ファンド(※)の債権放棄も対象とする特例を設ける  
(※ 金融庁長官及び経済産業大臣が指定)

#### ○「企業再生税制」の概要



#### 《企業再生税制適用の要件》

- 公表された債務処理の準則(支援協等の準則)に従って計画が策定されていること
- 2以上の金融機関による債権放棄が行われていること

⇒今回、再生ファンドによる債権放棄も追加(特例)

## 2. 中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の企業再生支援(2)

### ◆企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充②

#### 【現状及び問題点】

- 企業再生税制は、これまで大規模・中堅企業を想定してきたため、評価損の金額が少額(1,000万円未満(有利子負債10億円未満の企業は100万円未満))の資産については、評価損の損金算入が認められていない。
- 中小企業の場合は、少額の評価損の計上ができないことで、再生が進まないケースも。

(例) 運送業におけるトラック



1台あたりの評価損が80万円(<100万円)であると、50台あれば4,000万円が損金計上不可

#### 【大綱の概要】

「企業再生税制」の適用場面において、評価損が1,000万円未満であっても計上を認める

## 2. 中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の企業再生支援(3)

### ◆「合理的な再生計画」に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置

#### 【現状及び問題点】

- 経営者が、自ら経営する企業の再建のために私財提供したとしても、経営者自身に利得がないにもかかわらず、当該資産の評価が取得価額を上回っていれば、差額は「譲渡益」として、経営者に所得税が課せられる。
- 他方、経営者が保証債務の履行として金融機関に対して直接行う私財提供については、譲渡益が非課税。

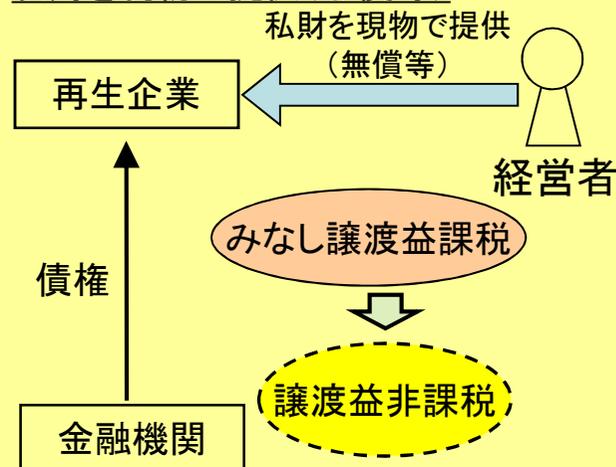
#### 【大綱の概要】

「合理的な再生計画」(注)に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が行う私財提供について、金融機関に私財提供を行う場合と同様に、譲渡所得を非課税とする

#### 【今回措置されたもの】

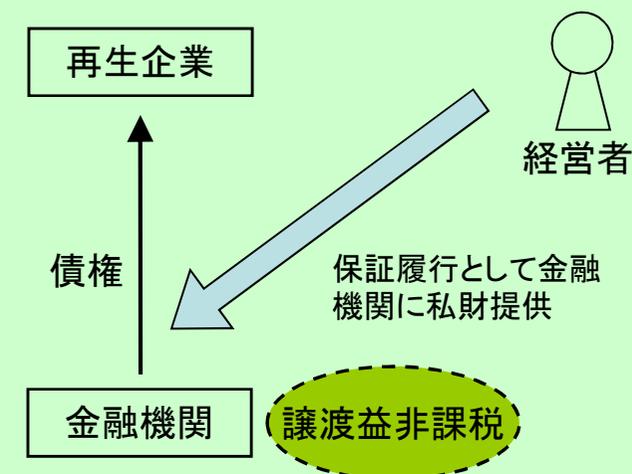
##### ○再生企業に対して私財提供

私財を現物で提供(無償等)



#### 【これまでも認められていたもの】

##### ○金融機関に直接私財提供



(注)一般に公表された債務処理を行うための手続きについての(中小企業再生支援協議会等の)準則に則り作成された計画を言う。